

## 令和2年 第9回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

令和2年9月15日(火) 午後1時30分 浜北区役所3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 褒田正保  
松尾康弘 横井利治 鈴木克育 褒田博子 根木常次 内山進吾  
岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生  
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 小柳守弘 鈴木要

欠席： 伊藤安子

### 3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穂 石川宗明 斎藤和也 石田潤司 河村幸一郎 吉山和志  
渡邊光二 富永幹人 加茂真也

### 4. 審議事項

第64号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第65号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第66号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第67号議案 非農地証明について  
第68号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について  
第69号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  
第70号議案 農用地利用集積計画の決定について

### 5. 報告事項

報第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第59号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第60号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第61号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第62号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第63号 農地の地目変更登記に係る報告について

### 6. その他

## 議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和2年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますが、定数24名のところ、23名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、欠席委員は議席番号22番の伊藤安子委員でございます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

8月の総会から本日までの1か月間で、浜松の中でいろいろなことがございました、第一に思ったことが、8月総会の日が全国で浜松が一番高い気温だったということです。総会の帰りに車で聞きまして、浜松が日本一になることがあるのだなと思いました。次に、総理大臣の辞任や史上最大級の台風が来たということで、政治や天候絡みのいろいろなことがあったなと思っております。そのようなことを思っているうちに今朝は涼し気な秋の風が吹いて、私も短パンTシャツで朝に仕事をしていたら風邪をひきそうに冷えましたが、7時頃になつたら気温も上がってきました。みなさんも季節の変わり目ということですので、体調に気を付けてもらいたいと思っております。

話は変わりますが、先月総会の時に砂利採取の話があり、私も気にしているところです。私の笠井・豊西地区は40年以上前から砂利採取を行っている地区です。私も慣れてしまっていて、しっかり書類が揃って問題ないのであれば良いという考えがマンネリ化しているように思いました。そのため、砂利採取についてもう一度考え方を直したいと思い、事務局に頼みまして平成以降の砂利採取の地図を用意してもらいました。その結果、笠井・豊西地区では三十数カ所の砂利採取をしたところがあるということがわかりました。年1回は砂利採取が行われているということです。私自身、地図を確認し全ての砂利採取が行われた現場を回りました。私の感想ということで公式な見解ではありませんが、自由研究の発表のような形で聞いていただければと思います。三十数カ所全て確認すると、7割位が田で3割位が畠ということになります。その内、水田はほとんど耕作されています。さらに水田の耕作者の8割は担い手の方が集積して耕作しています。個人的な感想としては、砂利採取をしても田んぼはできるのだと感じました。問題は3割の畠の部分でございます。畠を確認した結果、荒れている畠もありました。驚いたのはハウスを建てて施設園芸をしているところがありました。ハウスの中ではセロリや青梗菜や葉ネギが栽培されていました。その中で土地所有者に知人がいましたので話を聞くと、最初の1、2年は堆肥を多めに入れないとけなかったけれど、ハウスが壊れるなど、収穫できないといった問題はなかったとのことでした。3、4人に聞きましたが、みなさん耕作には問題ないとのことでした。なぜ上手く耕作できるのか考えると、ハウスには雨水などが入りませんので、水はけの良し悪しさあまり関係ないのだと思います。畠に関してはやり方はいろいろあるものの、問題があるのではないかと感じました。私

会長 の結論としましては、砂利採取を行ったから絶対に耕作できないということではありませんが、もし、畑で砂利採取した時には土地所有者の営農計画は提出してもらうのですが、砂利採取中の2、3年の間に調査会で担い手等を探して耕作してもらえば上手くいくのではないかと思うとともに、担い手等が埋め戻しの時から砂利採取業者や土地所有者と一緒にになって立ち会ったり、埋め戻しの仕方を相談しながら農地に復元すれば上手くいくのではないかと思いました。水田はあまり考えなくても上手くいくのではないかと思います。場所や業者によって違ってくると思いますが、私自身、百聞は一見に如かずだと思いまして全部の現地を確認して、何人かの農業者に話を聞いてこのような感想となります。あくまで私個人の見解ということでお願いしたいと思います。

長くなりましたが、挨拶と代えさせていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和2年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
( 異議なし )

議長 それでは、議席番号12番の内山進吾委員、議席番号13番の岡本純委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第64号議案農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。今月も番号の読み上げを省略しまして、地区調査会で協議しましたが問題ありませんでしたというような形で、地区調査会名だけはお願いしたいと思います。それでは事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 今月も議案の読み上げを省略させていただきますのでご了承ください。それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

渡邊 今月の申請案件は、地区中央、整理番号156番外21件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が12件、贈与に係る案件が3件、交換に係る案件が2件、区分地上権に係る案件が5件でございます。

議案2ページ、地区神久呂、整理番号161番をお願いします。譲受人は [REDACTED] に [REDACTED] に設立した農地所有適格法人、[REDACTED] です。[REDACTED]

[REDACTED] は、伊左地町、大久保町でネギ、ほうれん草を耕作しております。この度、営農地に近い申請地を購入し、規模拡大を図るため申請に至ったもので、農地取得後はネギ、ほうれん草を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案4ページ、地区春野、整理番号177番でございます。この案件は先月の総会において、中山間地域の空き家と小規模農地をセットで取得するための手続きとしまして、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積と区域の指定についてご審議、ご承認いただき、下限面積を変更した分の所有権移転の申請となります。申請者は、神奈川県相模原市から天竜区春野町和泉平に平成31年1月から移住している[REDACTED]

[REDACTED] 57歳です。[REDACTED] は、出入国管理及び難民認定法第2

渡 邊 条の 2 に規定する別表第二に定める永住者の在留資格を有する者ですので、農地法第 3 条の規定により所有権を取得することが可能です。[REDACTED] は、これまで沖縄、宮崎、愛知県設楽町などで、勤め仕事のかたわら農業にも携わってきた経験がありますが、気候がとても良く自然豊かな春野町を大変気に入りこの地に永住を決意しました。今回、宅地と道を挟んだ反対側に位置する農地を取得し、先ずは自身でレモンや露地野菜等の栽培を行う計画です。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため浜松市農地法第 3 条に係る許可基準第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願ひします。

松 澤 中央地区調査会です。問題ありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願ひします。

中 島 蒲・和田・長上地区調査会です。特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

問題ありませんでした。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願ひします。

原 田 入野・神久呂・雄踏地区調査会において、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願ひします。

袴田正 湖東調査会、別に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願ひします。

藤 村 細江調査会で問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願ひします。

高 井 引佐調査会で問題ございませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後 藤 三ヶ日調査会では問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・鏡玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森 島 171 番、172 番、173 番について、営農型太陽光発電の計画で呼び出し案件でございまして、ブルーベリーを作るということから、日照量等が問題でブルーベリーができるかということで、相当突っ込んだ議論をいたしました。他地区でもそのような計画があるようで、浜北でのブルーベリーの取組みでの実態がしっかりと確保できるかという議論でございます。計画そのものがまだまだ課題のあるものでありましたが、認定農業者が営農すること、これからブルーベリーの営農をスタートするということを勘案させていただいて、調査会として今後いろいろな指導をさせていただくと申し上げながら、調査会の結論としては今日の段階では問題ないと結論を出したということです。それ以外も問題ありません。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

- 鈴木英 天竜・龍山地区調査会、審議の結果問題ありませんでした。
- 議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願ひします。
- 水 崎 春野地区調査会、問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてのご発言のある方は挙手をお願いします。
- ( 質疑なし )
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 64 号議案農地法第 3 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- ( 異議なし )
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 次に、第 65 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。
- ( 議案の表紙を読み上げる )
- 渡 邊 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 64 番外 9 件でございます。転用目的別の内訳は、住宅関連が 3 件、農業用施設が 3 件、貸駐車場が 2 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。また、農地区別別の内訳は、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 5 件でございます。なお、是正案件は整理番号 67、71、72 番です。
- なお、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている土地ではないことを、令和 2 年 5 月 31 日付の認定状況一覧にて確認したことをご報告いたします。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。
- 最初に、中央地区調査会の松澤委員からお願ひします。
- 松 澤 中央地区調査会では問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、中ノ町・笠井調査会分を私からご報告いたします。
- 調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 続いて、積志地区調査会の田中委員からお願ひします。
- 田 中 積志調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願ひします。
- 藤 村 細江地区調査会においては問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。
- 小 杉 浜名・北浜地区調査会、問題ありませんでした。
- 議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。
- 鈴木英 天竜・龍山地区調査会では、審議の結果問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてのご発言のある方は挙手をお願いします。

議長 員からの説明についてご発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑なし )

議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 65 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 66 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

石川 今月の申請案件は、地区中ノ町、整理番号 740 番外 54 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 2 件、自己用・共同住宅関連が 27 件、事業用の建物関連が 3 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 8 件、一時転用が 3 件、太陽光発電が 11 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 6 件、第 1 種農地が 8 件、第 2 種農地が 9 件、第 3 種農地が 31 件でございます。なお、是正案件は 756 番です。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 10 ページ、地区積志、整理番号 745 番をお願いします。東区有玉南町の田、畑 5 筆合計 2,280 m<sup>2</sup>について、アパート 3 棟を設けたいという申請でございます。申請者は、

[REDACTED] に営業所のある、[REDACTED] を営む法人です。申請地は、国道に接し交通の便がよく、周辺も宅地化されアパート需要が見込まれるため、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の医療施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、共同住宅、駐車場、駐輪所、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。申請地にはアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水は駐車場全体が調整池を兼ねており、敷地内に集水枠を 3 か所設置して水路及び道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 14 ページ、地区三方原、整理番号 771 番をお願いします。北区三方原町の畠 2 筆、2,099 m<sup>2</sup>について、コンビニエンスストアを設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED]

[REDACTED] を営む法人です。申請地の近隣で営業する既存の店舗は駐車場が不足しております、周囲の状況から敷地の拡張も困難であるため、申請地に移転し店舗を拡大したく申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。

石川 申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の医療施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、店舗、物置、駐車場、駐輪場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて転用面積は適當と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から地下調整池に流入し道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区細江、整理番号 776 番をお願いします。北区細江町中川の畠 2 筆、8,831 m<sup>2</sup>について、ヘリポートを設けたいという申請でございます。

申請者は、██████████に主たる事務所を置く、██████████です。現在、病院屋上のヘリポートにドクターヘリを待機させて運航しておりますが、悪天候時など、待機させておくことが危険な日には、愛知県春日井市にある運航事業者の格納庫に待避させております。この体制では、出動要請に対し迅速な対応ができない場合が発生する可能性があるため、ドクターヘリを収容する格納庫と、整備のための設備を備えたヘリポートを病院周辺に設置したく申請に至ったものでございます。申請地は、██████████

██████████に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、航空法第 79 条ただし書きに基づく飛行場外離着陸場を設けるものであり、第 1 種農地の不許可の例外規定である、土地収用法第 3 条各号に掲げる施設に該当するものであります。本転用事業は、ヘリポート、ドクターヘリ格納庫、燃料を保管する油脂保管庫、10 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて転用面積は適當と思われます。申請地の周囲には防風フェンスを設置する計画であること、雨水排水は調整池に流入し道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、航空法の許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

なお、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている土地ではないことを、令和 2 年 5 月 31 日付の認定状況一覧にて確認したことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議長 初めに、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。  
中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

続いて、積志地区調査会の田中委員からお願ひします。

田中 積志地区調査会では問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願ひします。

原田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願ひします。

袴田正 湖東地区調査会、問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願ひします。

松尾 庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願ひします。

鈴木克 芳川・飯田地区調査会において問題ありませんでした。

議長 河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願ひします。

袴田博 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員からお願ひします。

根本 新津・可美地区調査会、特に問題ございませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願ひします。

内山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願ひします。

藤村 細江地区調査会で別に問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後藤 三ヶ日調査会では問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。

小杉 浜名・北浜調査会、協議した結果問題ありませんでした。

議長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森島 789番、790番、791番、先ほどの営農型太陽光発電3条申請と関連した案件であります。協議の結果、先ほど申し上げましたように、今後の生産状況等を指導していくということで承認をいたしました。他も同じであります。

議長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で審議の結果、問題はありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

( 森島委員 挙手 )

議長 はい、森島委員。

森島 ドクターへリの格納庫と油脂保管庫ということですけれども、8,831 m<sup>2</sup>ということでおおよそ1町歩になるわけです。車などについても一定の基準があつたりします。航空法で面積の要件があるのか、事務局の説明の中でそういうものに合致しているということでしたので、どの要件に合致しているのか教えてください。

石 田 北部農地利用グループの石田と申します。こちらは除外から県の審議もされていまして、除外の方で適正規模のところを見ております。場外離着陸場として航空法の中で長さが決められていますので、その辺りを踏まえて適正規模であることを確認しております。

森 島 それではわかりません。きちっとした規定があると思うので、その規定を教えてください。

石 田 航空法の基準で進入面積が勾配に対して高さが 500m といった基準がございますので、そこに合致しているかの審査をしております。

森 島 つまり 8,800 というのは、倉庫の部分がどれだけ、ヘリコプターが離発着する時のエリアがこれだけ、それ以外の関連施設がこれだけというような目安に合致しているということですか。

石 田 おっしゃるとおりです。航空法の中にある進入路表面と着陸表面などを合致させてあります。さらに森島委員のおっしゃっていた付随施設が適正であるかも審査しております。

森 島 ありがとうございました。後でゆっくり聞きます。

議 長 その他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 66 号議案農地法第 5 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 67 号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 19 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

今月の申請案件は、地区三ヶ日、整理番号 25 番 1 件でございます。

申請地は [REDACTED] に位置します。昭和 37 年にみかんの貯蔵庫を建築し、現在に至ります。本案件は、非農地証明の基準である、建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるものに該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 67 号議案非農地証明については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 68 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 21 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

今月の申請案件は、地区入野・篠原、整理番号 24 番外 1 件でございます。相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区入野・篠原、整理番号 24 番についてご説明いたします。被相続人は、[REDACTED] に亡くなられた、[REDACTED]。相続人は、西区志都呂町にお住いの、子の [REDACTED]、69 歳です。特例農地の面積は、申告時は 5,788 m<sup>2</sup>、現在は 4,369 m<sup>2</sup>です。面積の減少につきましては、土地区画整理法による換地処分を受けたことによるものです。現地調査をした結果、水稻、野菜等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号 25 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 68 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 69 号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 23 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

齋藤 まず初めに、生産緑地の制度について説明します。市街化区域内の農地は、都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして、また、災害時の避難場所としての機能が期待されます。そのため、一定規模以上で営農継続が可能な農地については、所有者からの指定の申請を受けて生産緑地地区として指定することで、税制面で優遇されます。浜松市では条例により、今年の 6 月 17 日から、一定規模以上の農地面積の下限を 500 m<sup>2</sup>から 300 m<sup>2</sup>に引き下げました。生産緑地の指定を受けると、固定資産税が市街化調整区域内の農地と同様に農地課税となる等優遇されますが、原則 30 年間の営農が義務付けられ、また、農業以外の利用が厳しく制限されます。指定を受けてから 30 年を経過した時、または主たる従事者が死亡、もしくは病気、けが等の故障で農業に従事できなくなった

齋 藤 時、所有者は市長に対してその生産緑地を時価で買い取るよう申し出ることができます。この買取申し出をするためには、所有者がその生産緑地の主たる農業従事者であることの証明を農業委員会から受ける必要があるため、今回の申請となりました。

今回の申出者は [REDACTED]、買取申出事由が生じた者は [REDACTED] 本人です。対象農地は、[REDACTED] のところに位置します。現況は水田でございます。平成 26 年 12 月 18 日に生産緑地地区の指定を受けましたが、土地所有者で主たる農業従事者である [REDACTED] が病状により、耕作管理が困難となり、医師からも農作業などの重労働はできないとの診断書が提出されましたので、買取申し出を行うこととなりました。

8 月 18 日にこの証明願が農業委員会に提出されましたので浜松市農業委員会生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明事務処理要領に基づき、8 月 31 日に芳川地区を担当する伊藤一夫推進委員と事務局で現地調査、並びに本人への面会を行い、事実の確認を行いました。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 69 号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 70 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 25 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

富 永 それでは、別冊 1 につきまして事務局より説明いたしますが、委員該当案件がありますのでお願ひいたします。

議 長 それでは、委員該当案件がありますので、[REDACTED] 委員はご退室をお願いします。

( [REDACTED] 委員 退室 )

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

富 永 別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 2 年度第 6 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 2 年 9 月 18 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 724 筆、778,996.18 m<sup>2</sup> の内訳でございます。今月は、中ノ町地区での 1 筆をはじめとして、計 28 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 57 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、59、60 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。1 ページの 1

富 永 番から 8 番、7 ページの 5 番から 7 番、25 ページの 9 番をご覧ください。[REDACTED]  
[REDACTED] です。現在、西区と南区で主に芽キャベツの栽培をしている [REDACTED] が [REDACTED]  
[REDACTED] に設立した会社で、規模拡大に伴い法人化し、今回の申請に至りました。西区  
大山町 [REDACTED] 外 11 筆の畠、計 14,313 m<sup>2</sup>を借り受けて芽キャベツ等の栽培を予定してお  
ります。

次に、1 ページの 9 番、10 番をご覧ください。[REDACTED] です。  
[REDACTED] に [REDACTED] に設立した法人です。今回の農作業責任者でもあり法人の役員である [REDACTED]  
[REDACTED] の所有しているこの土地で、法人事業で使う玉龍を栽培しようとの計画から、  
今回の申請に至りました。浜北区於呂 [REDACTED] 外 1 筆、計 3,207 m<sup>2</sup>を 3 年間借り受け、  
玉龍の栽培を予定しております。

次に、7 ページの 1 番から 4 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。農協  
職員として勤務した経験を活かし、今後は自身で農業を営んでいきたい意向から、今回  
の申請に至りました。東区半田町 [REDACTED] 外 3 筆の畠、計 2,440 m<sup>2</sup>を借り受けて、パセ  
リの栽培を予定しております。

次に、25 ページの 4 番から 8 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。農業  
に興味を持ち、玉葱の栽培について学び、今回の申請に至りました。南区小沢渡町 [REDACTED]  
[REDACTED] 外 4 番の畠、計 3,419 m<sup>2</sup>を借り受けて、玉葱と冬瓜の栽培を予定しております。

次に、25 ページ 1 番から 3 番、49 ページ、51 ページから 53 ページをご覧ください。  
農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 37 筆ございます。  
農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設  
定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書  
を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備  
考欄に配分予定先を記載しております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3  
項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 私のところの案件でございますが、利用権の 9 番と 10 番の案件でございます。玉龍  
をお作りになるということでお越しになられて、調査員のみなさん方から様々な意見を  
伺いました。結果、営農型太陽光発電についての下部農地でございますので、玉龍をし  
っかり生産していくかどうかの議論をいたしました。技術的な部分での問題でござい  
ます。玉龍を 3 反作るというのは大変なことだという議論を含めてご指導申し上げたと  
ころ、全体の計画を少し後ろにずらして、営農型についての対応を先行していただける  
ということになりましたので、私どもとしては少し安心をしました。やはり、営農型太  
陽光発電でございますので、太陽光パネルの下でしっかり生産できるかということにつ  
いては、調査員のみなさん方のご指導も含めて、地域のみなさん方から指摘をされない

森 島 ような生産をしていただくように、ご指導申し上げていきたいと思っております。

議 長 その他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 70 号議案農用地利用集積計画の決定について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

それでは、[ ] 委員はご入室をお願いします。

( [ ] 委員入室 )

議 長 次に、報告事項の第 58 号から第 63 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 今月の報告事項につきましては、議案 27 ページに記載のとおりでございます。報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいいたします。

森 島 •持続化給付金について

袴田博 •営農型太陽光発電下部でのブルーベリー栽培について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願ひします。

鈴木智 今後の会議予定

•農業委員研修会

令和 2 年 10 月 15 日 (木) 午後 1 時 30 分から

場 所 浜松市役所 北館 1 階 101・102 会議室

•第 10 回 農業委員会 総会

令和 2 年 10 月 15 日 (木) 午後 2 時 00 分から

場 所 浜松市役所 北館 1 階 101・102 会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 9 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 2 時 40 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和2年9月15日

会長 松島 好則

委員 内山 進吾

委員 岡本 純